2011年3月10日 (平成23年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度運営審議会会長 畠山 鬨之

身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳の交付の手続並びに精神障害に係る通院医療費の公費負担の手続に関すること、並びに障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の規定による障害福祉サービスに係る給付その他支援に関することに係る個人情報を目的外に提供することについて(答申)

2011年3月2日付けで諮問(第469号)された身体障害者手帳,療育手帳及び精神保健福祉手帳の交付の手続並びに精神障害に係る通院医療費の公費負担の手続に関すること,並びに障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の規定による障害福祉サービスに係る給付その他支援に関することに係る個人情報を目的外に提供することについて次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供 する必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成23年2月18日付けで神奈川県津久井警察署司法警察員より、刑事訴訟法第197条第2項の規定(「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」)に基づき、捜査関係事項として障害福祉課で保有する障害福祉サービス受給者情報の照会がなされた。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、神奈川県津久井警察署司法警察員に障害福祉サービス受給者情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

- (2) 障害福祉サービス受給者情報を目的外に提供することについて
 - ア 目的外に提供する個人情報
 - (ア) 療育手帳交付に係る資料
 - a 知的障害者現況調査票
 - b 知的障害者基礎調查票
 - c 日常生活能力調査票
 - (イ) 障害福祉サービス受給者証

(介護給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除決定通知書)

- (ウ) 認定調査票
 - a 概況調査票1及び2
 - b 特記事項
- (工) 医師意見書
- イ 目的外に提供する相手方 神奈川県津久井警察署司法警察員
- ウ目的外の提供の根拠規定刑事訴訟法第197条第2項
- エ 目的外の提供に対する実施機関の考え方
 - (ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、各都道府県知事及び市町村長がその照会に応じなければならない拘束力はない。

しかしながら、本件照会は捜査の適性かつ迅速な対応のため、正当な請求権を有した神奈川県津久井警察署司法警察員によって行われるものであり、受け取った情報についても守秘義務が課せられているものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について、神奈川県津久井警察署に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、当署におい

て捜査中の津久井湖死体遺棄に係る事件の被疑者となっており,障害福祉 サービス受給者の日常的な状況やどのような人間性かを多角的に見るため の資料として必要がある。」とのことであった。また,本件の目的外に提 供する個人情報は,療育手帳交付に係る調査票や障害程度区分の認定等に 関する事務に係る個人情報であり,他の代替手段が想定し難いものである。 よって,本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結 果,本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知について

目的外に提供する場合,当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を 通知すべき義務が実施機関に存しているため本人通知を行うこととする。

- (4) 提出資料
 - ア 捜査関係事項照会書の写し
 - イ 療育手帳交付に関する書類の写し
 - ウ 障害程度区分の認定等に関する書類の写し
 - 工 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおりの判断をするものである。

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県津久井警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「捜査内容の詳細については回答できないが、当署において捜査中の津久井湖死体遺棄に係る事件の被疑者となっており、障害福祉サービス受給者の日常的な状況やどのような人間性かを多角的に見るための資料として必要がある。」とのことである。また、実施機関では、当該情報が療育手帳に係る調査票や障害程度区分の認定等に関する事務に係る個人情報で、本件事案の捜査に必要であることを確認しており、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

以 上